

貸 金 庫 規 定

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客さまからこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときに、当該取引に係る契約が成立するものとします。

1. の 2 (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 通貨
- ② 公社債券、株券、手形その他の有価証券
- ③ 宝石、貴金属その他の貴重品類
- ④ 預金通帳、証書、契約証書、権利書その他の重要書類
- ⑤ 上記以外で当金庫が差し支えないと認めた物品

(2) 当金庫は、本項(1)①から⑤に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

2. (契約期間等)

この契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

3. (使用料)

(1) 貸金庫の使用料は、別表貸金庫手数料に記載の金額により1年分を前払いするものとし、毎年4月1日(休日の場合は翌営業日)に借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しの上、使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約日が1日の場合は契約月から、2日以降の場合は翌月から月割計算により支払ってください。

(2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

(3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

4. (鍵の保管)

貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いの上、当金庫所定の袋に入れ、借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

5. (貸金庫の開閉等)

(1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届け出た代理人が借主に発行した正鍵および貸金庫カードまたは生体認証ICキャッシュカードを使用して行ってください。

(2) 閉庫後は貸金庫の施錠を確認してください。

(3) 格納品の出し入れは当金庫所定の場所で行ってください。

6. (届出事項の変更等)

(1) 印章を失ったとき、または印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届け出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。正鍵または貸金庫カードを失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。

(2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

7. (正鍵、貸金庫カードまたは生体認証ICキャッシュカードの紛失時等の取扱い)

(1) 正鍵もしくは貸金庫カードまたは生体認証ICキャッシュカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。この場合、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

(2) 正鍵を失ったとき、もしくは毀損したときは、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

(3) 貸金庫カードまたは生体認証ICキャッシュカードを紛失または損傷し、貸金庫カードまたは生体認証ICキャッシュカードを再発行する場合には、当金庫所定の手数料を支払ってください。

8. (印鑑照合等)

貸金庫入室依頼書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し相違ないものと認めたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。なお、使用される正鍵および貸金庫カードまたは生体認証ICキャッシュカードについては当金庫は確認する義務を負いません。

9. (損害の負担等)

(1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

(2) 本項(1)の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。

(3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

10. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、11(3)①、②aからg、③aからeおよび④aからeのいずれにも該当しない場合に使用することができ、11(3)①、②aからg、③aからeまたは④aからeの一にでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込みをお断りするものとします。

11. (解約等)

(1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵、貸金庫カードまたは生体認証ICキャッシュカードおよび届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をした上、貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、正鍵、貸金庫カード、生体認証ICキャッシュカードまたは届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか7に準じて取り扱います。

(2) 次の①から⑥の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに本項(1)と同様の手続をした上、貸金庫を明け渡してください。2により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が使用料を支払わないとき。
- ② 借主について相続の開始があったとき。
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき。
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき。
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき。
- ⑥ 借主が行方不明となったとき。

(3) 本項(2)のほか、次の①、②aからg、③aからe、④aからeの一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに本項(1)と同様の手続をした上、貸金庫を明け渡してください。

- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明、確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 借主または代理人が次のいずれかに該当したことが判明した場合

- a 暴力団
- b 暴力団員
- c 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- d 暴力団準構成員
- e 暴力団関係企業
- f 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- g その他aからfに準ずる者

- ③ 借主または代理人が次のいずれかの関係を有することが判明した場合
 - a 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - b 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - c 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
 - d 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - e 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係(注)を有すること。

(注)「社会的に非難されるべき関係」とは次のようなことを指す。

- ア 暴力団員等やその家族が関与する行事に出席すること。
- イ 自己や家族に関する行事に暴力団員等を参加させること。
- ウ 暴力団員等やその家族が関与する賭博等に参加すること。
- エ 暴力団員等とゴルフを一緒にプレーすること。
- オ 暴力団員等と宴会に参加したり、旅行に行ったりすること。

- ④ 借主または代理人が自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- a 暴力的な要求行為
- b 法的な責任を超えた不当な要求行為
- c 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- d 風説を流布し、偽計または威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- e その他aからdに準ずる行為

(4) 本項(3)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日の属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。この場合、3(3)に基づく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払ってください。なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日3(1)の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。

(5) 本項(1)から(3)の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫の上、格納品を別途管理しもしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当金庫は貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

(6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われなときは、本項(5)の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

12. (貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

13. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

14. (譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入することはできません。

15. (保証人)

保証人は、この契約から生ずる全ての債務について借主と連帯して履行の責めに任ずるものとします。この契約が継続された場合も同様とします。

16. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

別表 貸金庫手数料 (年間使用料)

全自動・半自動の別	種類等	金額 (税込)
半自動式	第1種	11,880円
	第2種	11,880円
	第3種	18,480円
	第4種	22,440円
	第5種	26,400円
	第7種	36,960円
全自動式	深さ 60mm 以下	11,220円
	深さ 100mm 以下	23,760円
	深さ 150mm 以下	31,680円

以上